

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4209131号
(P4209131)

(45) 発行日 平成21年1月14日(2009.1.14)

(24) 登録日 平成20年10月31日(2008.10.31)

(51) Int. Cl.		F I	
G06F 21/24	(2006.01)	G06F 12/14	520A
G06F 12/00	(2006.01)	G06F 12/14	560A
G06F 21/20	(2006.01)	G06F 12/00	537A
H04L 9/32	(2006.01)	G06F 15/00	330F
H04N 1/44	(2006.01)	H04L 9/00	675B

請求項の数 14 (全 17 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号	特願2002-121080 (P2002-121080)	(73) 特許権者	392026693
(22) 出願日	平成14年4月23日(2002.4.23)		株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
(65) 公開番号	特開2003-316651 (P2003-316651A)		東京都千代田区永田町二丁目11番1号
(43) 公開日	平成15年11月7日(2003.11.7)	(74) 代理人	100088155
審査請求日	平成17年4月5日(2005.4.5)		弁理士 長谷川 芳樹
		(74) 代理人	100092657
			弁理士 寺崎 史朗
		(74) 代理人	100114270
			弁理士 黒川 朋也
		(74) 代理人	100108213
			弁理士 阿部 豊隆
		(74) 代理人	100113549
			弁理士 鈴木 守

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 携帯端末、及びアクセス制御方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

電話帳データを格納する電話帳データ格納手段と、
前記電話帳データ格納手段に格納されている前記電話帳データを管理する電話帳管理アプリケーションプログラムに対する他のアプリケーションプログラムからのアクセス権認証要求を、当該アプリケーションプログラムの有するアプリケーション認証情報と共に取得する要求取得手段と、
前記要求取得手段により取得された前記アクセス権認証要求に応じて、前記アプリケーション認証情報の正当性を判定する検証手段と、
前記検証手段により前記アプリケーション認証情報が正当であると判定された場合に前記アクセス権認証要求を許可し、前記電話帳データに対するアクセス要求に応じて、前記アプリケーションプログラムに対して前記電話帳データを出力する出力手段と
を備えることを特徴とする携帯端末。

【請求項2】

前記アプリケーション認証情報は、デジタル署名及び公開鍵証明書を含むことを特徴とする請求項1に記載の携帯端末。

【請求項3】

前記アプリケーション認証情報は、属性証明書を更に含むことを特徴とする請求項2に記載の携帯端末。

【請求項4】

本人の身体的特徴を示す身体情報を格納する身体情報格納手段と、
前記身体情報格納手段に格納されている前記身体情報と、前記アクセス権認証要求を指示するユーザの身体情報とを照合して、各身体情報の同一性を判定する判定手段とを更に備え、

前記要求取得手段は、前記判定手段により前記各身体情報が同一であるものと判定された場合に、当該判定結果が反映されたユーザ認証情報を取得し、

前記検証手段は、前記要求取得手段により取得された前記アクセス権認証要求に応じて、前記ユーザ認証情報の正当性を判定し、

前記出力手段は、前記検証手段により前記ユーザ認証情報が正当であると判定された場合に前記アクセス権認証要求を許可し、前記電話帳データに対するアクセス要求に応じて、前記電話帳データを前記アプリケーションプログラムに対して出力することを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の携帯端末。

【請求項 5】

前記身体情報は、指紋情報であることを特徴とする請求項 4 に記載の携帯端末。

【請求項 6】

前記アクセス権認証要求は、前記電話帳管理アプリケーションプログラムに対する前記電話帳データの表示権認証要求であり、

前記アクセス要求は、前記電話帳データの表示要求であり、

前記出力手段は、前記表示要求に応じて前記電話帳データを表示手段に表示させることを特徴とする請求項 1 ~ 5 の何れか一項に記載の携帯端末。

【請求項 7】

前記アクセス権認証要求は、前記電話帳管理アプリケーションプログラムに対する、前記電話帳データに含まれる電話番号への電話発信権認証要求であり、

前記アクセス要求は、前記電話番号への電話発信要求であり、

前記出力手段は、前記電話発信要求に応じて前記電話番号に電話発信させることを特徴とする請求項 1 ~ 5 の何れか一項に記載の携帯端末。

【請求項 8】

携帯端末が、アプリケーションプログラムからアクセス要求を取得するアクセス制御方法において、

前記携帯端末が、当該携帯端末の電話帳データ格納手段に格納されている前記電話帳データを管理する電話帳管理アプリケーションプログラムに対する他のアプリケーションプログラムからのアクセス権認証要求を、当該アプリケーションプログラムの有するアプリケーション認証情報と共に取得する要求取得工程と、

前記携帯端末が、前記要求取得工程にて取得された前記アクセス権認証要求に応じて、前記アプリケーション認証情報の正当性を判定する検証工程と、

前記携帯端末が、前記検証工程にて前記アプリケーション認証情報が正当であると判定された場合に前記アクセス権認証要求を許可し、前記電話帳データに対するアクセス要求に応じて、前記アプリケーションプログラムに対して前記電話帳データを出力する出力工程と

を含むことを特徴とするアクセス制御方法。

【請求項 9】

前記アプリケーション認証情報は、デジタル署名及び公開鍵証明書を含むことを特徴とする請求項 8 に記載のアクセス制御方法。

【請求項 10】

前記アプリケーション認証情報は、属性証明書を更に含むことを特徴とする請求項 9 に記載のアクセス制御方法。

【請求項 11】

前記携帯端末が、当該携帯端末の身体情報格納手段に格納されている本人の身体的特徴を示す身体情報と、前記アクセス権認証要求を指示するユーザの身体情報とを照合して、各身体情報の同一性を判定する判定工程を更に含み、

10

20

30

40

50

前記要求取得工程では、前記判定工程にて前記各身体情報が同一であるものと判定された場合に、当該判定結果が反映されたユーザ認証情報を取得し、
前記検証工程では、前記要求取得工程にて取得された前記アクセス権認証要求に応じて、前記ユーザ認証情報の正当性を判定し、
前記出力工程では、前記検証工程にて前記ユーザ認証情報が正当であると判定された場合に前記アクセス権認証要求を許可し、前記電話帳データに対するアクセス要求に応じて、前記電話帳データを前記アプリケーションプログラムに対して出力することを特徴とする請求項 8 又は 9 に記載のアクセス制御方法。

【請求項 1 2】

前記身体情報は、指紋情報であることを特徴とする請求項 1 1 に記載のアクセス制御方法

10

【請求項 1 3】

前記アクセス権認証要求は、前記電話帳管理アプリケーションプログラムに対する前記電話帳データの表示権認証要求であり、
前記アクセス要求は、前記電話帳データの表示要求であり、
前記出力工程では、前記表示要求に応じて前記電話帳データを表示手段に表示させることを特徴とする請求項 8 ~ 1 2 の何れか一項に記載のアクセス制御方法。

【請求項 1 4】

前記アクセス権認証要求は、前記電話帳管理アプリケーションプログラムに対する、前記電話帳データに含まれる電話番号への電話発信権認証要求であり、
前記アクセス要求は、前記電話番号への電話発信要求であり、
前記出力工程では、前記電話発信要求に応じて前記電話番号に電話発信させることを特徴とする請求項 8 ~ 1 2 の何れか一項に記載のアクセス制御方法。

20

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、携帯端末、及びアクセス制御方法に関する。

【0002】

【従来の技術】

近年、氏名、電話番号、メールアドレス等の様々な個人情報が電子データ化されて登録された電話帳を有する携帯端末が実用化されている。携帯端末のユーザは電話帳を使用することにより、所望の通信相手の氏名を選択するという容易な操作で、電話番号やメールアドレスを所定の領域に入力できる。通常電話帳は、携帯端末に予め記録されている電話帳管理専用のアプリケーションプログラム（以下、「電話帳管理アプリケーション」）によって管理されている。

30

【0003】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、上記従来技術では以下に示すような問題点があった。すなわち、電話帳には多数の個人情報が登録されているので、登録された情報の漏洩や改竄を防いで一定のセキュリティを確保する必要がある。そこで、ICカード等の耐タンパー性を有する装置の内部に電話帳を格納することにより、電話帳管理アプリケーションからのアクセスのみを許可し、他のアプリケーションプログラムからのアクセスを一括して拒否する方法も考えられる。

40

【0004】

ところが、近年では、携帯端末に格納されるデータの大容量化や無線通信技術の発達に伴い、携帯端末にダウンロード可能なアプリケーションプログラムの種類は急速に増加している。このようなアプリケーションプログラムの中には、正当な理由で、電話帳に登録された個人情報を参照すべき機能を有するものもある。このようなアプリケーションプログラムからのアクセスに対してまで、電話帳の参照を拒否するのは、携帯端末及びアプリケーションプログラムの機能を有効に活用して利便性を向上する観点から好ましくない。

50

【0005】

そこで、本発明は上記事情に鑑みて、高いセキュリティを維持しつつ、アプリケーションプログラムからの電話帳データに対するアクセスが可能な携帯端末、及びアクセス制御方法を実現することを課題とする。

【0006】

【課題を解決するための手段】

上記課題を解決すべく、本発明に係る携帯端末は、電話帳データを格納する電話帳データ格納手段と、前記電話帳データ格納手段に格納されている前記電話帳データを管理する電話帳管理アプリケーションプログラムに対する他のアプリケーションプログラムからのアクセス権認証要求を、当該アプリケーションプログラムの有するアプリケーション認証情報と共に取得する要求取得手段と、前記要求取得手段により取得された前記アクセス権認証要求に応じて、前記アプリケーション認証情報の正当性を判定する検証手段と、前記検証手段により前記アプリケーション認証情報が正当であると判定された場合に前記アクセス権認証要求を許可し、前記電話帳データに対するアクセス要求に応じて、前記アプリケーションプログラムに対して前記電話帳データを出力する出力手段とを備える。

10

【0007】

本発明に係るアクセス制御方法は、携帯端末が、アプリケーションプログラムからアクセス要求を取得するアクセス制御方法において、前記携帯端末が、当該携帯端末の電話帳データ格納手段に格納されている前記電話帳データを管理する電話帳管理アプリケーションプログラムに対する他のアプリケーションプログラムからのアクセス権認証要求を、当該アプリケーションプログラムの有するアプリケーション認証情報と共に取得する要求取得工程と、前記携帯端末が、前記要求取得工程にて取得された前記アクセス権認証要求に応じて、前記アプリケーション認証情報の正当性を判定する検証工程と、前記携帯端末が、前記検証工程にて前記アプリケーション認証情報が正当であると判定された場合に前記アクセス権認証要求を許可し、前記電話帳データに対するアクセス要求に応じて、前記アプリケーションプログラムに対して前記電話帳データを出力する出力工程とを含む。

20

【0008】

これらの発明によれば、電話帳データを管理する電話帳管理アプリケーションプログラムに対する他のアプリケーションプログラムからのアクセス権認証要求と共に取得されたアプリケーション認証情報が正当であると判定された場合に、前記電話帳データに対するアクセス要求に応じて、前記アプリケーションプログラムに対して前記電話帳データが出力される。すなわち、携帯端末は、正当なアプリケーション認証情報を有するアプリケーションプログラムからのアクセス権認証要求を許可し、正当なアプリケーション認証情報を有さないアプリケーションプログラムからのアクセス権認証要求を拒否する。そして、携帯端末は、アクセス権認証要求が許可されたアプリケーションプログラムからの電話帳データに対するアクセス要求を許可する。これにより、携帯端末において、高いセキュリティを維持しつつ、アプリケーションプログラムからの電話帳データに対するアクセスが可能となる。

30

【0009】

本発明に係る携帯端末において好ましくは、前記アプリケーション認証情報は、デジタル署名及び公開鍵証明書を含む。

40

本発明に係るアクセス制御方法において好ましくは、前記アプリケーション認証情報は、デジタル署名及び公開鍵証明書を含む。

【0010】

これらの発明によれば、アプリケーション認証情報はデジタル署名及び公開鍵証明書を含む。携帯端末は、デジタル署名と公開鍵証明書とを組み合わせて、アクセス権認証を要求したアプリケーションプログラムの正当性の判定を行うことにより、アクセス制御をより高精度に行うことができる。その結果、携帯端末において、より高いセキュリティレベルを維持しつつアプリケーションプログラムからの電話帳データに対するアクセスが可能となる。

50

【 0 0 1 1 】

本発明に係る携帯端末において好ましくは、前記アプリケーション認証情報は、属性証明書を更に含む。

本発明に係るアクセス制御方法において好ましくは、前記アプリケーション認証情報は、属性証明書を更に含む。

【 0 0 1 2 】

公開鍵証明書の有する権利情報（アプリケーションプログラムの正当性を判定する際に参照される情報）が有効期間内は変更できないのに対して、属性証明書の有する権利情報は公開鍵証明書とは独立した有効期間を設定可能である。したがって、これらの発明によれば、証明書を再発行する手続きを必要とせずに、証明書の有する権利情報を容易に変更できる。

10

【 0 0 1 3 】

本発明に係る携帯端末は、本人の身体的特徴を示す身体情報を格納する身体情報格納手段と、前記身体情報格納手段に格納されている前記身体情報と、前記アクセス権認証要求を指示するユーザの身体情報とを照合して、各身体情報の同一性を判定する判定手段とを更に備え、前記要求取得手段は、前記判定手段により前記各身体情報が同一であると判定された場合に、当該判定結果が反映されたユーザ認証情報を取得し、前記検証手段は、前記要求取得手段により取得された前記アクセス権認証要求に応じて、前記ユーザ認証情報の正当性を判定し、前記出力手段は、前記検証手段により前記ユーザ認証情報が正当であると判定された場合に前記アクセス権認証要求を許可し、前記電話帳データに対するアクセス要求に応じて、前記電話帳データを前記アプリケーションプログラムに対して出力する。

20

【 0 0 1 4 】

本発明に係るアクセス制御方法は、前記携帯端末が、当該携帯端末の身体情報格納手段に格納されている本人の身体的特徴を示す身体情報と、前記アクセス権認証要求を指示するユーザの身体情報とを照合して、各身体情報の同一性を判定する判定工程を更に含み、前記要求取得工程では、前記判定工程にて前記各身体情報が同一であると判定された場合に、当該判定結果が反映されたユーザ認証情報を取得し、前記検証工程では、前記要求取得工程にて取得された前記アクセス権認証要求に応じて、前記ユーザ認証情報の正当性を判定し、前記出力工程では、前記検証工程にて前記ユーザ認証情報が正当であると判定された場合に前記アクセス権認証要求を許可し、前記電話帳データに対するアクセス要求に応じて、前記電話帳データを前記アプリケーションプログラムに対して出力する。

30

【 0 0 1 5 】

これらの発明によれば、本人（携帯端末の正規の契約者）の身体情報と、アクセス権認証要求を指示するユーザの身体情報とが同一であると判定された場合に、アプリケーションプログラムからのアクセス要求に応じて、電話帳データが前記アプリケーションプログラムに対して出力される。すなわち、携帯端末は身体情報を参照して本人確認を行い、本人の指示に基づくアクセス権認証要求を許可し、本人以外の指示に基づくアクセス権認証要求を拒否する。そして、携帯端末は、アクセス権認証要求が許可されたアプリケーションプログラムからの電話帳データに対するアクセス要求を許可する。これにより、アプリケーションプログラム認証とユーザ認証とを組み合わせたアクセス制御が可能となり、電話帳データにアクセスする際のセキュリティレベルを一層向上できる。

40

【 0 0 1 6 】

本発明に係る携帯端末において好ましくは、前記身体情報は指紋情報である。

本発明に係るアクセス制御方法において好ましくは、前記身体情報は指紋情報である。

【 0 0 1 7 】

これらの発明によれば、アクセス権認証要求を指示するユーザの本人確認を行うにあたり、本人の身体的特徴を示す情報として指紋情報（例えば、指紋の特徴点データ）が使用される。したがって、ユーザが手指の指紋を指紋読取装置に読み取らせるという容易な操作で、携帯端末は、暗証番号やパスワードを利用した認証に比べて精確な本人確認が可能と

50

なる。なお、ユーザ認証に使用される身体情報としては、指紋情報に限らず、例えば眼球の虹彩や網膜、声紋、顔画像などに関する情報であってもよい。この様な身体情報を利用したユーザ認証は、原理的に極めてなりすましが困難であり、本人確認の精度を一層向上できる。

【 0 0 1 8 】

本発明に係る携帯端末において、より好ましくは、前記アクセス権認証要求は、前記電話帳管理アプリケーションプログラムに対する前記電話帳データの表示権認証要求であり、前記アクセス要求は、前記電話帳データの表示要求であり、前記出力手段は、前記表示要求に応じて前記電話帳データを表示手段に表示させる。

【 0 0 1 9 】

本発明に係るアクセス制御方法において、より好ましくは、前記アクセス権認証要求は、前記電話帳管理アプリケーションプログラムに対する前記電話帳データの表示権認証要求であり、前記アクセス要求は、前記電話帳データの表示要求であり、前記出力工程では、前記表示要求に応じて前記電話帳データを表示手段に表示させる。

【 0 0 2 0 】

電話帳データの中には、氏名やフリガナ等のように、表示手段に表示（可視化）されて初めて、その電話帳データ本来の機能を実現できるものも少なくない。したがって、このような電話帳データの場合には特に、電話帳データに対するアクセス権認証要求は、電話帳データの表示権認証要求であることが想定される。また、アクセス要求は、電話帳データの表示要求であることが想定される。このため、電話帳データが携帯端末の電話帳データ格納手段から読み出されるのみならず、表示手段に表示されることによって、電話帳データが携帯端末のユーザの閲覧に供される。

【 0 0 2 1 】

本発明に係る携帯端末において、より好ましくは、前記アクセス権認証要求は、前記電話帳管理アプリケーションプログラムに対する、前記電話帳データに含まれる電話番号への電話発信権認証要求であり、前記アクセス要求は、前記電話番号への電話発信要求であり、前記出力手段は、前記電話発信要求に応じて前記電話番号に電話発信させる。

【 0 0 2 2 】

本発明に係るアクセス制御方法において、より好ましくは、前記アクセス権認証要求は、前記電話帳管理アプリケーションプログラムに対する、前記電話帳データに含まれる電話番号への電話発信権認証要求であり、前記アクセス要求は、前記電話番号への電話発信要求であり、前記出力工程では、携帯端末は、前記電話発信要求に応じて前記電話番号に電話発信させる。

【 0 0 2 3 】

電話帳データの中には電話番号が存在するが、電話番号はその電話番号に電話発信されて初めて、その機能本来の効果を奏する場合が多い。したがって、電話番号の場合には特に、電話帳データに対するアクセス権認証要求は、電話番号への電話発信権認証要求であることが想定される。同様に、アクセス要求は、電話番号への電話発信要求であることが想定される。このため、電話番号が携帯端末の電話帳データ格納手段から読み出されるのみならず、発信されることによって、電話番号が携帯端末のユーザの使用に供される。

【 0 0 2 4 】

【発明の実施の形態】

以下、添付図面を参照して本発明に係る携帯端末について説明する。

まず、構成を説明する。図1は、携帯端末10の機能的構成を示すブロック図である。携帯端末10は、制御装置11、入力装置12、RAM13、表示装置14、記憶装置15、無線通信装置16、指紋読取装置17、及び音声処理装置18を備えて構成される。また、これら各装置は、それぞれバス19を介して電氣的に接続されており、相互に各種信号の入出力が可能となっている。

【 0 0 2 5 】

制御装置11は、記憶装置15に記憶されているプログラムをRAM13に読み出し、当

10

20

30

40

50

該プログラムに従って各部を集中制御する。すなわち、制御装置 11 は、入力装置 12 からの入力信号と R A M 13 に読み出されたプログラムとに従って、後述の電話帳データベース 151 に格納されている電話帳データ（例えば、電話番号）に対するアクセス制御処理等の各種処理を実行し、その処理結果を R A M 13 に一時的に記憶する。そして、R A M 13 に記憶された処理結果を必要に応じて記憶装置 15 内部の所定の領域に格納させる。

【0026】

入力装置 12 は、データ及び処理の選択、電源のON/OFF等を指示する各種操作釦を備えて構成され、これら各種操作釦は、単独で又は組み合わせて押下されることにより、指示内容に応じた入力信号を制御装置 11 に出力する。また、入力装置 12 は、手指や専用ペンによる接触を感知する素子を、表示装置 14 の表示画面上に配置した透明なスクリーン（所謂、タッチスクリーン）により構成され、接触された位置座標に応じた入力信号を制御装置 11 に出力する。接触の感知方式は、押圧力の変化を感知する感圧式、静電気による電気信号を感知する静電式など任意である。

【0027】

R A M（Random Access Memory）13 は、揮発性の半導体メモリにより構成され、制御装置 11 により実行される各種処理において、後述する記憶装置 15 から読み出されたプログラムやデータを一時的に格納する。また、R A M 13 は、表示装置 14 に表示されるデータを一時的に記憶する V R A M（Video RAM）の機能も併有する。

【0028】

表示装置 14 は、L C D（Liquid Crystal Display）や E L（Electro Luminescence）等により構成され、制御装置 11 から入力される表示信号に従って画面上にデータの表示を行う。また、表示装置 14 の画面上には、上述した入力装置 12 としてのタッチスクリーンが覆設されている。

【0029】

記憶装置 15 は、E E P R O M（Electrically Erasable and Programmable ROM）等の不揮発性の半導体メモリにより構成され、各種処理の実行に際して必要なデータや各種処理の実行の結果生成されたデータ等を記憶する。

【0030】

記憶装置 15 は、電話帳データベース 151 を有する。電話帳データベース 151 には、後述の電話帳管理アプリケーション 152 によって登録された氏名、フリガナ、電話番号、メールアドレス、グループ名等のデータ（以下纏めて「電話帳データ」と記す。）が格納されている。電話帳データは、所定のアプリケーションプログラム（例えば、表示用アプリケーション 153）により表示装置 14 に表示される。好適には、電話帳データは暗号化されている。また、電話帳データベース 151 は、電話帳データに対するアクセスが許可されたアプリケーションプログラムからのアクセスが可能な様に非タンパー領域に存在する。

【0031】

図 2 は、電話帳データベース 151 内部のデータ格納例を示す構成図である。図 2 に示す様に、電話帳データベース 151 は、氏名格納領域 151 a と、フリガナ格納領域 151 b と、電話番号格納領域 151 c と、メールアドレス格納領域 151 d と、グループ名格納領域 151 e とを有する。これら各格納領域には、氏名（例えば、「太郎」...）、フリガナ（例えば、「タロウ」...）、電話番号（例えば、「090-1234-5678」...）、メールアドレス（例えば、「taro@***.ne.jp」...）、グループ名（例えば、「A」...）の電話帳データが、それぞれ対応付けられて格納されている。

【0032】

また、記憶装置 15 は、電話帳データベース 151 に格納されている電話帳データの登録や呼出などの管理を行うアプリケーションプログラム（以下、「電話帳管理アプリケーション 152」と記す。）が格納されている。この電話帳管理アプリケーション 152 には、機密性を高めて改竄や不正使用を困難にするために、耐タンパーソフトウェア化が施さ

10

20

30

40

50

れている。

【 0 0 3 3 】

図 3 は、電話帳管理アプリケーション 1 5 2 の構成例を示す図である。図 3 に示す様に、電話帳管理アプリケーション 1 5 2 は、アクセスリスト 1 5 2 a と、デジタル署名 1 5 2 b と、公開鍵証明書 1 5 2 c とを有する。

【 0 0 3 4 】

アクセスリスト 1 5 2 a は、電話帳データに対するアクセス権限を表す証明書と、アプリケーションプログラムからのアクセス要求に応じて出力可能（すなわちアクセス可能）な情報とを対応付けて格納するデータリストである。ここで、本発明に係るアクセス要求とは、対象となるデータの読出し要求のみならず、データの表示要求や発信要求をも含む。

10

【 0 0 3 5 】

以下、図 4 を参照して、アクセスリストの構成例について詳述する。図 4 は、アクセスリスト 1 5 2 a のデータ格納例を示す図である。図 4 に示す様に、アクセスリスト 1 5 2 a は、Subject 領域 1 5 2 d と、証明書種別領域 1 5 2 e と、アクセス可能情報領域 1 5 2 f とを有する。

【 0 0 3 6 】

Subject 領域 1 5 2 d には、電話帳データに対するアクセス要求が想定されるアプリケーションプログラムの有する証明書のデータ（例えば、CN=aaa... , CN=bbb... ）が格納されている。なお、Subject 領域 1 5 2 d に格納されている「 * 」は、アクセスを要求したアプリケーションプログラムの有する証明書のデータが、上記例示した証明書のデータ以外のデータであることを示す。

20

【 0 0 3 7 】

また、証明書種別領域 1 5 2 e は、Subject 領域 1 5 2 d に格納されている証明書の種別を示すデータ（例えば、「 * 」、「証明書 1 」、「証明書 1 , 2 , 3 , - 」）が格納されている。なお、証明書種別領域 1 5 2 e に格納されている「 * 」は、対応する証明書が、電話帳データベース 1 5 1 に格納されている全ての電話帳データに対するアクセスが可能な種別の証明書であることを示す。また、「 - 」は、アクセスを要求したアプリケーションプログラムが何れの証明書ももたないことを示す。

【 0 0 3 8 】

更に、アクセス可能情報領域 1 5 2 f は、対応する種別の証明書によってアクセス可能な情報（例えば、「全ての電話帳データ」、「グループ B に属する全ての電話帳データ」、「グループ B の電話番号」）が格納されている。これにより、携帯端末 1 0 は、アクセスを要求したアプリケーションプログラムの有する証明書の種別に応じて、当該アプリケーションプログラムからのアクセスが可能な電話帳データを適宜選択できる。

30

【 0 0 3 9 】

図 3 に戻り、デジタル署名 1 5 2 b は、電話帳管理アプリケーション 1 5 2 の正当性を保証すると共にその出所を明示するために、第三者である認証機関によって発行及び付加された電子署名である。漏洩防止の観点から好適には、デジタル署名 1 5 2 b は暗号化されている。

公開鍵証明書 1 5 2 c は、ITU-T によって規定されている所定の仕様（例えば、X.509 準拠の仕様）で定義された周知の公開鍵証明書である。

40

【 0 0 4 0 】

更に、記憶装置 1 5 には、電話帳データ等のデータを表示装置 1 4 に表示するためのアプリケーションプログラム（以下、「表示用アプリケーション 1 5 3 」と記す。）が格納されている。以下、図 5 を参照して、表示用アプリケーション 1 5 3 について説明する。図 5 に示す様に、表示用アプリケーション 1 5 3 は、デジタル署名 1 5 3 a 及び公開鍵証明書 1 5 3 b を有する。

【 0 0 4 1 】

デジタル署名 1 5 3 a は、表示用アプリケーション 1 5 3 の正当性を保証すると共にその出所を明示するために、第三者である認証機関によって発行及び付加された電子署名であ

50

る。漏洩防止の観点から好適には、デジタル署名 1 5 3 a は暗号化されている。

【 0 0 4 2 】

公開鍵証明書 1 5 3 b は、I T U - T によって規定されている所定の仕様（例えば、X.509 準拠の仕様）の Extension（拡張領域）1 5 3 c を有する。Extension 1 5 3 c には、上述した電話帳管理アプリケーション 1 5 2 の有するアクセスリスト 1 5 2 a と照合される権利情報 1 5 3 d が記録されている。

【 0 0 4 3 】

再び図 1 に戻り、記憶装置 1 5 には、後述する指紋読取装置 1 7 を実行制御するための指紋認証アプリケーション 1 5 4 が格納されている。この指紋認証アプリケーション 1 5 4 は、高い機密性を確保して改竄や悪用を困難にするために、耐タンパーソフトウェア化が

10

【 0 0 4 4 】

また、身体情報格納手段としての指紋認証アプリケーション 1 5 4 には、指紋認証アプリケーション 1 5 4 の使用者登録をした本人（通常は携帯端末 1 0 の所有者）の指紋の特徴点が、指紋情報として事前に登録されている。指紋情報とは、本人確認を行うために手指の指紋の画像から抽出された特徴点のデータである。指紋認証アプリケーション 1 5 4 は、後述の指紋読取装置 1 7 から出力されたユーザの指紋情報と、本人の指紋情報とを比較照合し、その結果に基づいてユーザと本人との同一性を判定する。これにより、電話帳データに対するアクセス要求（例えば、表示要求、電話発信要求）を指示したユーザの本人確認が行われる。

20

【 0 0 4 5 】

無線通信装置 1 6 は、基地局 B との無線通信の制御を行う。無線通信の制御には、電話帳データベース 1 5 1 から読み出された電話番号への電話発信を含む。詳細には、無線通信装置 1 6 は、信号の変調及び復調を行う変復調部（図示せず）と、信号の符号化及び復号化を行う符復号化部（図示せず）とを有する回路であり、アンテナ A を備える。アンテナ A は、携帯端末 1 0 の筐体上部に伸縮可能に設けられ、基地局 B との間で電波の送受信を行う。

【 0 0 4 6 】

指紋読取装置 1 7 は、読取部と抽出部とから構成される。指紋読取装置 1 7 は、記憶装置 1 5 から読み出された指紋認証アプリケーション 1 5 4 に従って、読取部によって読み取られた、ユーザの手指の指紋の画像から特徴点を抽出し、ユーザの指紋情報として指紋認証アプリケーション 1 5 4 に出力する。

30

【 0 0 4 7 】

音声処理装置 1 8 は、変換器、増幅器等により構成され、マイク M 及びスピーカ S を備える。音声処理装置 1 8 は、通話時に、制御装置 1 1 から入力される音声データを変換器でアナログ信号に変換し、増幅器を介してスピーカ S から放音する。また、音声処理装置 1 8 は、通話時に、マイク M から入力される音声信号を変換器によりデジタル信号に変換し、制御装置 1 1 に出力する。

【 0 0 4 8 】

次に、本発明に係る携帯端末 1 0 の動作について説明し、併せて、本発明に係るアクセス制御方法について説明する。以下に示す各工程は、図 1 に示した記憶装置 1 5 に格納されている各種プログラムが、制御装置 1 1 によって実行されることにより実現する。

40

【 0 0 4 9 】

図 6 は、携帯端末 1 0 によって実行されるアクセス制御処理の流れを示すフローチャートである。動作説明の前提として、電話帳管理アプリケーション 1 5 2 と指紋認証アプリケーション 1 5 4 とは所与の秘密鍵（図示せず）を予め共有しているものとする。

【 0 0 5 0 】

まず、電話帳管理アプリケーション 1 5 2 に対してアクセス要求があると、表示用アプリケーション 1 5 3 から指紋認証アプリケーション 1 5 4 にユーザ認証要求が出力される（S 1）。上記アクセス要求は、表示用アプリケーション 1 5 3 からのアクセス要求である

50

が、表示用アプリケーション 1 5 3 から制御装置 1 1 を経由したアクセス要求は勿論、ユーザが入力装置 1 2 を介して指示したアクセス要求をも含む。

【 0 0 5 1 】

S 1 で出力されたユーザ認証要求が指紋認証アプリケーション 1 5 4 に入力される (S 2) と、指紋認証アプリケーション 1 5 4 は、指紋読取装置 1 7 により携帯端末 1 0 のユーザの指紋の読取りを開始する。読み取られた指紋の画像からは、所定の条件を満たす特徴点が抽出され、ユーザの指紋情報として取得される (S 3) 。

【 0 0 5 2 】

S 4 では、指紋認証アプリケーション 1 5 4 に事前に登録されている本人の指紋情報と、S 3 で取得されたユーザの指紋情報とが比較照合され、各指紋情報の同一性が判定される。当該照合の結果、各指紋情報が同一であると判定されると、乱数 (以下、「Challenge」と記す。) の生成要求が、指紋認証アプリケーション 1 5 4 から電話帳管理アプリケーション 1 5 2 へ出力される (S 5) 。出力されたChallenge生成要求は、電話帳管理アプリケーション 1 5 2 へ入力される (S 6) 。

【 0 0 5 3 】

一方、S 4 における照合の結果、各指紋情報が同一でないものと判定されると、指紋認証アプリケーション 1 5 4 から表示用アプリケーション 1 5 3 に対して、メッセージが出力される (S 7) 。このメッセージは、ユーザ認証に失敗しアクセス要求が拒否された旨を携帯端末 1 0 のユーザに通知するデータである。

【 0 0 5 4 】

続いて、電話帳管理アプリケーション 1 5 2 によってChallengeが生成され、指紋認証アプリケーション 1 5 4 へ出力される (S 8) 。S 8 で出力されたChallengeは、指紋認証アプリケーション 1 5 4 へ入力される (S 9) 。

【 0 0 5 5 】

続いて、指紋認証アプリケーション 1 5 4 によって、予め電話帳管理アプリケーション 1 5 2 と共有している秘密鍵と、所定の一方関数 (例えば、Keyed Hash等) とを用いてChallengeを計算した結果 (以下、「Response」と記す。) が生成される。生成されたResponseは、本人確認が正常に完了したことを示すユーザ認証成功通知と共に表示用アプリケーション 1 5 3 へ出力される (S 1 0) 。

【 0 0 5 6 】

S 1 0 で出力された上記ユーザ認証成功通知とResponseとは、表示用アプリケーション 1 5 3 へ入力される (S 1 1) 。これに伴い、表示用アプリケーション 1 5 3 から電話帳管理アプリケーション 1 5 2 に向けて、電話帳管理アプリケーション 1 5 2 に対するアクセス権認証要求が出力される。アクセス権認証要求は、表示用アプリケーション 1 5 3 から読み出されたデジタル署名 1 5 3 a 及び公開鍵証明書 1 5 3 b と、上記Responseと共に出力される (S 1 2) 。

【 0 0 5 7 】

次いで、S 1 2 で出力されたアクセス権認証要求が、デジタル署名 1 5 3 a 及び公開鍵証明書 1 5 3 b 並びにResponseと共に、電話帳管理アプリケーション 1 5 2 へ入力される (S 1 3) と、電話帳管理アプリケーション 1 5 2 によってResponseの検証が開始される (図 7 に移り S 1 4) 。Responseの検証は、電話帳管理アプリケーション 1 5 2 が指紋認証アプリケーション 1 5 4 と予め共有している上述の秘密鍵を参照して行われる。

【 0 0 5 8 】

S 1 4 の検証の結果、Responseが正当であるもの、すなわち電話帳管理アプリケーション 1 5 2 が生成したChallengeに基づいて生成されたものと判定されると、次に電話帳管理アプリケーション 1 5 2 によってデジタル署名 1 5 3 a の検証が行われる (S 1 5) 。一方、S 1 4 における検証の結果、Responseが正当でないものと判定されると、電話帳管理アプリケーション 1 5 2 から表示用アプリケーション 1 5 3 に対して、メッセージが出力される (S 1 6) 。このメッセージは、アプリケーションプログラム認証に失敗しアクセス要求が拒否された旨をユーザに通知するものである。

10

20

30

40

50

【 0 0 5 9 】

また、S 1 5 における検証の結果、デジタル署名 1 5 3 a が正当であるものと判定されると、電話帳管理アプリケーション 1 5 2 によって、S 1 3 で入力された公開鍵証明書 1 5 3 b と、アクセスリスト 1 5 2 a の Subject 領域 1 5 2 d に格納されている証明書との比較照合が行われる (S 1 7)。一方、S 1 5 の検証の結果、デジタル署名 1 5 3 a が正当でないものと判定されると、S 1 6 の処理と同様に、アクセス要求が拒否された旨を示すメッセージがユーザに通知される (S 1 8)。

【 0 0 6 0 】

更に、S 1 7 における照合の結果、公開鍵証明書 1 5 3 b が Subject 領域 1 5 2 d に格納されている何れかの証明書と一致した場合、電話帳管理アプリケーション 1 5 2 によって、アクセス権の確認が正常に完了したことを示すアクセス権認証成功通知が、デジタル署名 1 5 2 b 及び公開鍵証明書 1 5 2 c と共に、表示用アプリケーション 1 5 3 に出力される (S 1 9)。

10

【 0 0 6 1 】

一方、S 1 7 の照合の結果、公開鍵証明書 1 5 3 b がアクセスリスト 1 5 2 a の Subject 領域 1 5 2 d に格納されている何れの証明書とも一致しない場合には、S 2 0 に示す様に、アクセス要求が拒否された旨を示すメッセージが表示用アプリケーション 1 5 3 に出力される。

【 0 0 6 2 】

S 1 9 で出力された上記アクセス権認証成功通知、デジタル署名 1 5 2 b、及び公開鍵証明書 1 5 2 c が入力される (S 2 1) と、表示用アプリケーション 1 5 3 によって、デジタル署名 1 5 2 b 及び公開鍵証明書 1 5 2 c の検証が行われる (S 2 2)。当該検証の結果、デジタル署名 1 5 2 b が存在し、かつ、公開鍵証明書 1 5 2 c が正当であるものと判定されると、表示用アプリケーション 1 5 3 によって、電話帳管理アプリケーション 1 5 2 にアクセス要求が出力される (S 2 3)。

20

【 0 0 6 3 】

S 2 3 で出力されたアクセス要求が電話帳管理アプリケーション 1 5 2 に入力される (S 2 4) と、電話帳管理アプリケーション 1 5 2 によって、アクセスを要求された電話帳データの中から選択されたアクセス可能な情報を読み出す要求が、電話帳データベース 1 5 1 に対して出力される (S 2 5)。アクセス可能な情報の選択は、アクセス可能情報領域 1 5 2 f に格納されているデータを参照して行われる。

30

【 0 0 6 4 】

例えば、公開鍵証明書 1 5 3 b がアプリケーション B の有する証明書と同一のデータである場合、対応するアクセス可能な情報は「グループ B に属する全ての電話帳データ」である。したがって、電話帳データベース 1 5 1 (図 2 参照) に格納されているデータの内、グループ名格納領域 1 5 1 e 内の " B " に対応する全てのデータ、すなわち氏名 " 次郎 " 及び " x x 三郎 " の氏名、フリガナ、電話番号、及びメールアドレスを読み出す要求が出力される。

【 0 0 6 5 】

S 2 5 で出力されたアクセス可能情報の読み出し要求が、電話帳データベース 1 5 1 に入力される (S 2 6) と、S 2 5 で選択された電話帳データ (アクセス可能情報) が、表示対象データとして電話帳データベース 1 5 1 から読み出される。次いで、読み出された電話帳データは、表示用アプリケーション 1 5 3 に出力される (S 2 7)。

40

【 0 0 6 6 】

そして、S 2 7 で電話帳データベース 1 5 1 から出力された電話帳データは、表示用アプリケーション 1 5 3 に入力され、表示用アプリケーション 1 5 3 によって携帯端末 1 0 の表示装置 1 4 に表示される (S 2 8)。なお、電話帳データに電話番号が含まれる場合には、無線通信装置 1 6 によって、当該電話番号への電話発信が行われるものとしてもよい。更に、電話帳データにメールアドレスが含まれる場合には、無線通信装置 1 6 によって、当該メールアドレス宛に電子メールが発信されるものとしてもよい。

50

【0067】

以上説明した様に、本発明に係る携帯端末10は、電話帳データ格納手段としての電話帳データベース151と、要求取得手段、検証手段、及び出力手段としての制御装置11とを備える。要求取得手段は、電話帳データベース151に格納されている電話帳データを管理する電話帳管理アプリケーション152に対する表示用アプリケーション153からのアクセス権認証要求を、表示用アプリケーション153の有するデジタル署名153a及び公開鍵証明書153b（アプリケーション認証情報に対応）と共に取得する。検証手段は、アクセス権認証要求に応じてアプリケーション認証情報の正当性を判定する。出力手段は、アプリケーション認証情報が正当であると判定された場合にアクセス権認証要求を許可し、電話帳データに対するアクセス要求に応じて、表示用アプリケーション153 10
に対して電話帳データを出力する。

【0068】

すなわち、携帯端末10は、正当なデジタル署名及び公開鍵証明書を有するアプリケーションプログラムからのアクセス権認証要求を許可し、正当なアプリケーション認証情報を有さないアプリケーションプログラムからのアクセス権認証要求を拒否する。そして、携帯端末10は、アクセス権認証要求が許可されたアプリケーションプログラムからの電話帳データに対するアクセス要求を許可する。これにより、携帯端末10において、高いセキュリティを維持しつつ、アプリケーションプログラムからの電話帳データに対するアクセスが可能となる。

【0069】

具体的には、電話帳管理アプリケーション152にアクセスリスト152aをもたせることで、電話帳データ単位でアクセス権を設定した場合と同様のアクセス制御（排他制御を含む）が可能となる。また、表示用アプリケーション153にデジタル署名153a及び公開鍵証明書153bをもたせることで、アプリケーションプログラム単位でアクセス権を設定した場合と同様のアクセス制御が可能となる。更に、指紋情報の同一性判定結果が反映されたResponseをユーザ認証に使用することで、ユーザ単位でアクセス権を設定した場合と同様のアクセス制御が可能となる。

【0070】

電話帳データベース151は、データ単位、アプリケーション単位、ユーザ単位などの個別のアクセス制御が通常困難な非タンパー領域に存在するが、この様な非タンパー領域に存在する電話帳データに関しても、木目細やかなアクセス制御が可能となる。

【0071】

なお、本実施形態における記述内容は、本発明に係る携帯端末の好適な一例であり、これに限定されるものではない。以下、図9を参照して、本実施形態の変形態様である携帯端末10の記憶装置15に格納された表示用アプリケーション153について説明する。図9に示す様に、表示用アプリケーション153は、デジタル署名153a及び公開鍵証明書153bの他に、属性証明書153eを新たに有する。

【0072】

デジタル署名153a及び公開鍵証明書153bは、図5を参照して説明したデジタル署名153a及び公開鍵証明書153bと同様であるので、同一の構成部分には同一の符号を付すと共にその説明は省略する。属性証明書153eは、公開鍵証明書153bの発行者とは異なる認証機関によって発行され、Extension153cと同様にITU-Tによって規定されている所定の仕様（例えば、X.509準拠の仕様）で定義されている周知の属性証明書である。属性証明書153eには、公開鍵証明書153bを参照可能な情報が記載されている。

【0073】

携帯端末10は、証明書とアクセスリストとの照合処理（図7のS17）の実行に際して、属性証明書153eの有する権利情報153fを参照する。権利情報がExtension153cに記述されている場合には、公開鍵証明書153bの有効期間内は権利情報を変更できない。このため、権利情報の記述内容を変更する為には、公開鍵証明書を再発行する手 40
50

続きが必要になる。これに対して、属性証明書 1 5 3 e は、公開鍵証明書 1 5 3 b とは独立に有効期間を設定できるので、記述されている権利情報の変更が容易である。

【 0 0 7 4 】

また、携帯端末 1 0 は携帯電話に限らず、P H S (Personal Handyphone System) 等、通信機能を有する電子機器であればよい。

【 0 0 7 5 】

最後に、本発明に係るアクセス制御技術を実現するためのプログラム、及び当該プログラムを記録したコンピュータ読取り可能な記録媒体（以下、単に「記録媒体」と記す。）について説明する。記録媒体とは、汎用コンピュータ等のハードウェア資源に備えられている読取り装置に対して、プログラムの記述内容に応じて、磁気、光、電気等のエネルギーの変化状態を引き起こし、それに対応する信号の形式で、読取り装置にプログラムの記述内容を伝達できるものである。かかる記録媒体としては、例えば、U I M (User Identity Module) 等の I C カード、磁気ディスク、光ディスク、光磁気ディスクの様にコンピュータ（携帯端末、P H S 等を含む）に着脱可能に装着されるものの他に、コンピュータに固定的に内蔵される H D (Hard Disk) や一体に固着されたファームウェア等の不揮発性半導体メモリなどが該当する。

10

【 0 0 7 6 】

また、上記プログラムは、その一部若しくは全部を他の機器から通信回線等の伝送媒体を介して、本発明に係る携帯端末が備える無線通信装置により受信され、記録される構成にしてもよい。反対に、上記プログラムは、本発明に係る携帯端末から伝送媒体を介して他の機器に伝送され、インストールされる構成としてもよい。

20

【 0 0 7 7 】

【発明の効果】

本発明によれば、電話帳データを管理する電話帳管理アプリケーションプログラムに対する他のアプリケーションプログラムからのアクセス権認証要求と共に取得されたアプリケーション認証情報が正当であると判定された場合に、前記電話帳データに対するアクセス要求に応じて、前記アプリケーションプログラムに対して前記電話帳データが出力される。すなわち、携帯端末は、正当なアプリケーション認証情報を有するアプリケーションプログラムからのアクセス権認証要求を許可し、正当なアプリケーション認証情報を有さないアプリケーションプログラムからのアクセス権認証要求を拒否する。そして、携帯端末は、アクセス権認証要求が許可されたアプリケーションプログラムからの電話帳データに対するアクセス要求を許可する。これにより、携帯端末において、高いセキュリティを維持しつつ、アプリケーションプログラムからの電話帳データに対するアクセスが可能となる。

30

【図面の簡単な説明】

【図 1】携帯端末の構成を示す図である。

【図 2】電話帳データベースの構成例を示す図である。

【図 3】電話帳管理アプリケーションの構成例を示す概念図である。

【図 4】アクセスリストの構成を示す概念図である。

【図 5】表示用アプリケーションの構成例を示す概念図である。

40

【図 6】携帯端末によって実行されるアクセス制御処理の一部分を示すフローチャートである。

【図 7】携帯端末によって実行されるアクセス制御処理の一部分を示すフローチャートである。

【図 8】携帯端末によって実行されるアクセス制御処理の一部分を示すフローチャートである。

【図 9】表示用アプリケーションの他の構成例を示す概念図である。

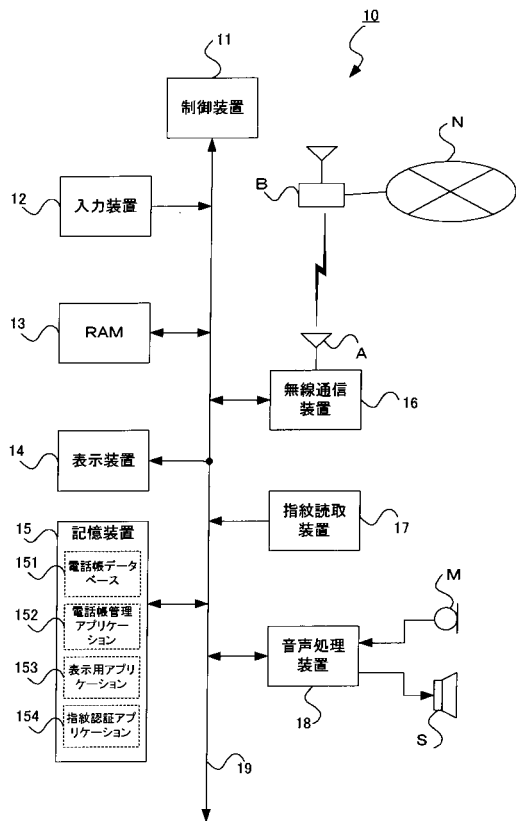
【符号の説明】

1 0 ... 携帯端末、 1 4 ... 表示装置、 1 5 ... 記憶装置、 1 5 1 ... 電話帳データベース、 1 5 2 ... 電話帳管理アプリケーション、 1 5 2 a ... アクセスリスト、 1 5 3 ... 表示用アプリケ

50

ーション、153a...デジタル署名、153b...公開鍵証明書、153e...属性証明書、
154...指紋認証アプリケーション、16...無線通信装置、17...指紋読取装置

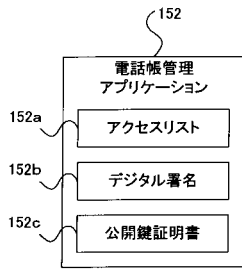
【図1】



【図2】

151a	151b	151c	151d	151e
氏名	フリガナ	電話番号	メールアドレス	グループ名
〇〇太郎	〇〇タロウ	090-1234-5678	taro@***.ne.jp	A
△△次郎	△△ジロウ	090-0987-6543 070-3456-7890	jiro@***.ne.jp	B
××三郎	××サブロウ	090-8475-2837	saburo@***.ne.jp	B

【図3】

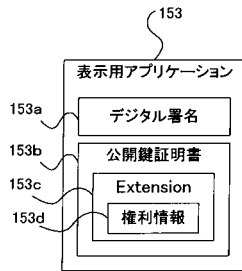


【図4】

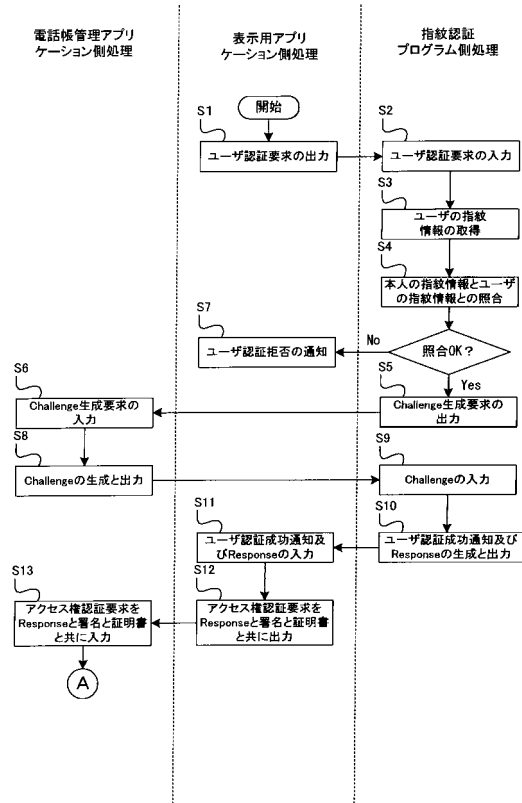
152a

152d Subject	152e 証明書の種別	152f アクセス可能な情報
アプリケーションAの有する証明書(CN=aaa, ...)	*	全ての電話帳データ
アプリケーションBの有する証明書(CN=bbb, ...)	証明書1	グループBに属する全ての電話帳データ
*	証明書1 証明書2 証明書3 —	グループBの電話番号 グループBの全電話帳データ メールアドレス 無し

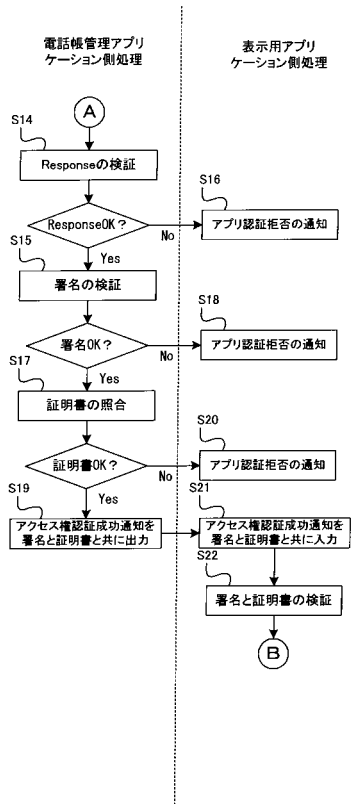
【図5】



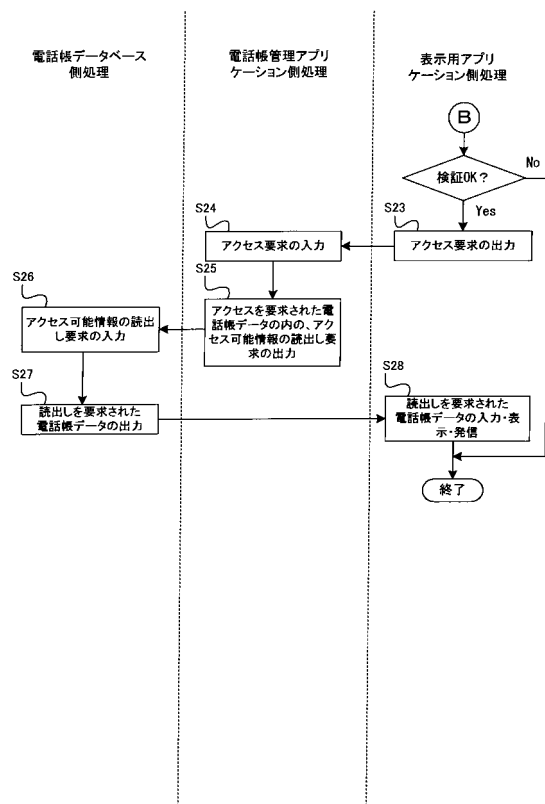
【図6】



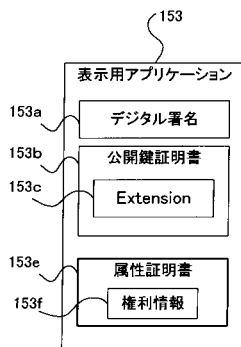
【図7】



【図8】



【図9】



フロントページの続き

(51)Int.Cl. F I
H 0 4 L 9/00 6 7 3 D
H 0 4 N 1/44

- (72)発明者 青野 博
東京都千代田区永田町二丁目11番1号 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ内
- (72)発明者 森 謙作
東京都千代田区永田町二丁目11番1号 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ内
- (72)発明者 石井 一彦
東京都千代田区永田町二丁目11番1号 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ内
- (72)発明者 本郷 節之
東京都千代田区永田町二丁目11番1号 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ内

審査官 宮司 卓佳

- (56)参考文献 特開平8 - 18633 (JP, A)
特開2000 - 242491 (JP, A)
国際公開第02 / 21243 (WO, A2)
特開昭63 - 073348 (JP, A)
特開2000 - 151798 (JP, A)
特開2002 - 41170 (JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06F 21/24
G06F 12/00
G06F 21/20
H04L 9/32
H04N 1/44
H04M 1/00